

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
4	(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業に関する請願について	浜田市弥栄町野坂 488 番地 弥栄の自然と環境をまもる会 代表 小笠原 詞子	串崎 利行	H31.3.25
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	福祉環境委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>平成 31 年 1 月に、株式会社グリーンパワーインベストメントより環境影響評価方法書の説明会がありました。この建設計画に対し生態系、健康被害、災害等に甚大なリスクや不安があるため、私たちは、「弥栄の自然と環境をまもる会」を設立しました。地球温暖化防止のためにも自然エネルギーの必要性はあると認識しています。</p> <p>「信号もない、コンビニもない、あるのは緑だけ」と弥栄町のキャッチフレーズにあります。これは、住民の誇りであり、長年生活の一部として環境を保全してきた賜物です。弥栄町はすでに 4 か所の水力発電の協力と現在稼働している風力発電とで自然エネルギーには十分貢献している地域です。今回の建設計画にあたり、風力発電機が建設されているからこそ「もういない」との声が多く聞かれました。これ以上風力発電機の建設が行われれば弥栄町のランドデザインにまで影響しかねません。</p> <p>風力発電機を建設する土地は個人または団体の所持するものですが、景観、自然、健康は住民全員のもの、或いは守りたいという心のものであり、誰からも奪ってはならないものだと思います。</p> <p>浜田市長の意見が間もなく島根県へ出されるとお聞きしました。先人から受け継いできた環境を守るためにも住民の声を聴いて下さい。</p> <p>なお、請願の内容（請願に至った背景）を別紙に添付しています。</p>				

2 請願に至った背景

1. 住民が住めなくなることを懸念

現在稼働中の風力発電機が建設後、建設を理由に弥栄町を出た住民が2名いました。(横谷集落) このことはとても重要なことで、風力発電機の建設が住み続ける環境を奪ったといえます。風力発電機が一度建設されれば、被害を受けるのは住民や動植物で、生活の場を失われその場を離れざるを得ません。今回計画されている風力発電機は、現在稼働しているものよりも大きく、建設が実現されれば再び出ていく住民が増えるのではないかと懸念しています。実際「今回建設されたら弥栄町を出ることも考える」という住民の意見を聞いています。小さな町ですが、豊かな緑の中で生きることを選び、弥栄の価値をわかっている人が生活しています。

地方自治体の存在意義は「そこに住む人々の生活を支えること」とされています。

浜田市は、住民に寄り添い安心した生活を送らせるための自治体であってほしいと思います。風力発電機のため住めない弥栄町を私たちは望んでおりませんし、1名たりとも住まいを変えさせることは絶対にあってはならないことです。このことについてどのように考えられるか意見を求めます。

また、この重要な懸念を浜田市も同様に思われるのであれば、事業者に対し設置場所の見直し、中止を強く要望します。

2. 景観に対する影響

弥栄町には、展望地、景観資源でもある十国峠から眺めることができる農山村や希少なブナの原生林を有する弥畝山や漁山などの、町の背景となる山並みの景観があります。町内の小中学校の校歌には「弥畝の空が朝を呼ぶ」「弥畝漁り(漁山を指す)を父母と」が人々の心に残る郷土の風景として歌われています。

弥栄町(弥栄自治区)は浜田市景観計画に「弥畝漁りの自然と美しき清流が織りなす農山村の景観まちづくり」を定め、ふるさと島根の景観づくり条例第5条を遵守し、地域固有の景観を守り、育て、活かしていく事に努めています。また、浜田市環境基本計画の弥栄自治区の現状を「弥畝山にはブナの原生林や三隅川と周布川の源流である湿地帯があり、今も尚、昔のまま大切に保全されています。(省略)都市においては貴重な存在となった自然、田園環境の価値を見直し、さらにその価値を高めていくことは今後の弥栄自治区の存在価値を高めていくことにつながります。」としています。

2016年に株式会社グリーンパワーインベストメントが建設された風力発電機により、山々の景観が建設により一変し、十国峠から県道34号浜田美都線を下る方向、県道54号弥栄一旭インター線から見える弥畝山には無機質な物体が立ち、ふるさと体験村からは、緑の木々の中から巨大な白い柱がそそり立ち、そこでは自然の美しさはどこにも感じられないものになっています。

この度、株式会社グリーンパワーインベストメントが計画される「(仮称)新浜田ウインドファーム発電事業の風力発電設備」は、高さ90m、羽根の直径は110mと現在稼働している風力発電機より大きく、今回新設することにより、弥畝山を含む西中国山地の美しい山並みのスカイラインを阻害することが懸念されます。

平成 30 年 10 月 1 日付けで経済産業省が出されました株式会社グリーンパワーインベストメント「(仮称) 新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見の 2(5)に「西中国山地国定公園の第 1 種・第 2 種・第 3 種特別地域に指定され主要な眺望点及び景観資源となっている大佐山等が位置しており、更には優れた自然の風景地として大佐山の山稜線一帯が存在している。また同区域周辺には国定公園の利用計画に位置づけられているブナーミズナラ群落の優れた自然環境を採勝する阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)及び大佐山スキー場に加え、八幡湿原並びに弥畝山が存在しており、本事業の実施によりこれらの眺望点及び眺望景観への重大な影響が懸念される。このため、国定公園における主要な展望地からの眺望景観を著しく妨げ、又は、山稜線を分断する等景観資源に著しい支障を及ぼす風力発電設備の配置を回避すること。国定公園区域内、八幡湿原及び弥畝山等の主要な展望点からの眺望景観への影響を回避又は極力低減すること(一部省略)」と指摘をされています。

また、2(6)では「事業実施想定区域及びその近隣には、大佐山、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)、弥畝山及び八幡湿原が存在しており、本事業に伴う直接改変のほか、騒音、風車の影、景観変化等により主要な人と自然の触れ合いの活動の場に対する重大な影響が懸念される。このため事業計画の検討に当っては、大佐山、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)、弥畝山及び八幡湿原の利用状況に関する調査及び予測を行い、本事業の実施による影響を評価するとともに、その結果を踏まえ、阿佐山恐羅漢山線道路(歩道)を除く大佐山及び弥畝山一帯については影響を回避又は極力低減すること」と内容としては強い意見となっていますが、配慮書に対する大臣意見が方法書の対応方針では反映されていません。

浜田市は、事業者には浜田市景観条例第 5 条をもって、浜田市景観計画第 3 章地域別まちづくりの基本計画を遵守させ、浜田市景観ガイドラインの景観形成基準と合わせ、景観が損なうことのないよう同条例第 11 条第 2 項をもって、弥栄町(弥栄自治区)景観町づくりの目標達成への協力をさせるよう指導して下さい。

また、経済産業省が指摘する影響が回避できない場合は、建設の許可を出さないで下さい。

3. 健康被害のリスクを最大限減らすこと

国内外の資料を見ますと、風力発電機の建設後から健康被害の報告が多くみられ、騒音、低周波の影響が否定できないと思われまます。現在稼働中の風力発電機の出力は、1670kW で、今回計画される風力発電機の出力は 3400kW と規模が大きく、規模が大きくなれば騒音も大きくなるという結果を国も出しています。弥栄町も現在稼働中の風力発電機からの騒音、影、昼夜風力発電機からの光に悩まされている住民もいます。弥畝山周辺に暮らしている住民数は少ないとはいえ、弥栄町にとって 1 人たりとも健康被害者、不快感(QOL の低下)を感じる者を出すわけにはいきません。

現在稼働中の風力発電機建設後、住民の聞き取り等もない状態で、今回計画されようとしています。計画では、風力発電機から民家までの距離は 1.7 km と 2.3 km と距離が短いこと、現在、稼働中の風力発電機から直線距離で約 5 km 付近の住民でさえ音が聞こえるとの訴えがあることから健康被害が懸念されます。

事業者は、平成31年1月16日の説明会の時、環境省からの実測調査結果から風車騒音は「聞こえない音」（低周波音）の問題ではなく「やかましき、わずらわしき」の原因となる「聞こえる音」（可聴音）をいかに低減するかが重要。風車騒音を低減するためには、配置にあたって、住居等からできる限り離すことが重要と書かれたものの説明をしました。

しかし、環境省は2013年度、風力発電の騒音などが近隣住民の生活に与える影響を抑える施策をまとめるために検討会を設置し、2012年度に同省依頼の中電技術コンサルタントがまとめた提案として、風力発電施設の騒音を対象とする目標値を新たに提示され、その内容は、「山間部の村落のような静かな地域で発電設備の周辺に建つ民家の敷地（屋外）に及ぶ騒音が環境騒音の一般的な評価手法である「A特性音圧レベル」で終日、35DB（デシベル）以下であることが望ましい」と報告書を出しました。

平成30年10月1日に経済産業省から、株式会社グリーンパワーインベストメント「（仮称）新浜田ウインドファーム発電事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見2(1)に、「事業想定区域の近隣には、複数の住居が存在しており、工事中及び共用時における騒音による生活環境への重大な影響が懸念されることから、環境保全には十全を期することが求められる。このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」（平成29年5月環境省）及び最新の知見等に基づき、住民への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ風力発電設備を住居から離隔すること等により、騒音等による生活環境への影響を回避又は極力低減すること」と書かれています。また、経済産業省は意見書の最後に総論、各論の意見に対し事業者に対し「検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること」と書かれています。意見に対する検討過程は示されていません。

前述の経済産業省の意見にある予測の調査や評価だけではなく、現在稼働している施設から出る騒音を民家敷地内で年間、365日計測し、計画に反映するよう事業者へ指導して下さい。

また、低周波マニュアルでは、はかりきれないところがあり不安なので、納得するために、健康被害がないというのであればその根拠を示すよう事業者へ指導して下さい。

仮に、風力発電機を運転する場合には、弥栄町民全世帯を対象とした健康被害の有無、QOLに関する調査を実施して下さい。また、1人でも健康被害が発生した場合、弥栄の自然と環境をまもる会と協議し運転の規制または停止ができるよう、事業者と協定を結ぶように指導して下さい。

4. 自然環境への配慮

弥栄町は人口が少ない中、自然に囲まれた生活が日常です。中学生や町民からのアンケートで、弥栄が好きな理由を尋ねると「自然が好き」「静かな自然環境が好き」と大半が答えます。「何もない、あるのは緑だけ」がむしろ弥栄町の良い所で、その緑の中に生息する動植物の保護は、住民が自然を改変しないからこそ守れたものです。

住民からは、現在稼働中の風力発電機が建設されてから、ツキノワグマが人里で見られることが多くなり、ツバメとネズミが少なくなった、河川へ土砂の流入が多くなりイシドジョウが見られなくなったという意見も出ています。そのように、現在稼働している風力発電機による動植物への影響は評価されないまま、今回の建設計画に至っています。

日本野鳥の会島根支部からの情報では、計画地一帯は環境省のレッドデータブック（以下「環境省 RDB」という）で絶滅危惧 IB に選定されているクマタカが5つがいの生息地にしていること、貴重な生息地の北側尾根には稼働中の風力発電機 29 基があり、その南側の尾根に計画中の風力発電機 17 基が建設されると、クマタカの行動圏を囲い込むことになり生息が困難になる可能性があること、環境省 RDB で絶滅危惧 IB に選定されているイヌワシも確認されていること、島根県レッドデータブック（以下「島根県 RDB」という）で準絶滅危惧種に選定されているオシドリの繁殖が確認されていること、環境省 RDB で絶滅危惧 IB のヤイロチョウ、絶滅危惧Ⅱ類のミゾゴイ、準絶滅危惧のハチクマとオオタカ、島根県 RDB で絶滅危惧Ⅱ類のヤマセミの繁殖も確認されているようです。

また、ジラガホオジロは国内における越冬地が他に1か所しかないため、風力建設による環境改変は国際的な鳥類相の保全に影響を与えるようです。

生物多様性基本法の基本原則の第3条3項に「一度損なわれた生物の多様性を再生することは困難であることをかんがみ、科学的知見の事実^に努めつつ生物の多様性の状況を監視し、その監視の結果に科学的な評価を加え、これを当該事業等に反映させる順応的な取組み方法により対応することを旨として行わなければならない。」とされています。

島根県も島根県希少野生生物の保護に関する条例や第2期島根県環境基本計画において1-2-1. 野生動植物の保護と管理では、より具体的に対策が提起されていることから、島根県が生物に対し保護の意識が強いことがうかがえます。

風力発電機建設にあたり、動植物が全く被害を受けずにすむためには建設を中止することではないかと思えます。事業者には日本野鳥の会や認定 NPO 法人西中国山地自然史研究会等の団体、地元住民の意見を聞き、生物多様性を保全するための予防的な取組み方法を明確に提示するよう指導して下さい。以上の事項が、上記団体、地域住民に理解されない場合は風力発電機建設事業の中止を強く要望します。

5. 災害、事故時の対策まで考えられているのか不安

近年の集中豪雨、ゲリラ豪雨等の想定外の気象状況の中、森林に囲まれて生活をしている弥栄町も災害リスクの高い地域と認識しています。森林の伐採、作業道路の建設により、保水力の低下による土砂災害の可能性があり、2017年7月5日の豪雨では弥栄町内は基より、波佐地区においても膨大な土砂災害に見舞われました。林道弥畝線、波佐地区では、沢が崩れた近くに風車が立っているように見受けられます。

現在稼働中の風力発電機の設置と沢崩れの関係調査を事業者を実施させて下さい。その結果は以下の項目を要約せず、全文公開することを事業者に対し意見して下さい。

1) 調査者、有識者の氏名、所属名、調査遂行の資格、内容（全文）

今回の計画区域には浜田市金城町から益田市津和野町にかけて長さ53kmの弥栄断層（活断層）があり、平成31年1月16日と21日に開催された事業者からの説明会でも活断層に対する災害対策の説明はありませんでした。今回、現在稼働中の風力発電機より大型の風力発電機が計画されており、その影響は大きいと予想されます。

弥栄断層と計画している風力発電機の位置を明確にすること、断層付近に計画した理由を明確にするよう事業者に指導して下さい。

風力発電機建設後の自然災害による被害についても、土砂崩れ、風雨、地震、落雷等の項目ごとに、事前に想定した計画書と復旧計画を作成すること、搬入路の開削等により起因した災害への対応についても計画を示すよう指導して下さい。

全国各地で風車の事故、設備の放置などが生じています。仮に事故や人為的災害、事業者の倒産があった場合の危機管理体制、保障体制等の具体的な書類と対応を事業者から提出させて下さい。

6. 環境調査や内容、結果に対し公平性・透明性があるか不安

有機農産物認定業務はISO17065に基づき透明性、公平性を担保に認定機関の業務規定が定められています。それにより認定の過程がトレースでき消費者の信頼が確保できます。

風力発電機の建設はあらゆる分野に多大な影響を与えるものです。その多大な影響に対し、地域住民も建設計画のプロセスを知る権利があります。

現在稼働している風力発電機建設時、事業者は環境影響調査を行っています。

今回計画される環境影響調査と合わせて以下の項目を要約せず、全文を公開することを事業者に対し指導して下さい。

1) 環境影響評価方法の中の、有識者の氏名、所属名、調査遂行の資格、内容（全文）

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹 介 議 員	受 理 年 月 日
5	浜田城址公園の桜樹勢回復及びその他危険木の対応に関する請願について	浜田市田橋町 531 浅浦 徹	西田 清久	R1. 5. 27
付託委員会		審査経過（委員会）	審査経過（本会議）	結 果 年 月 日
産業建設委員会				
<p>1 請願の趣旨</p> <p>浜田城址に植栽された桜について数年にわたり、市、県職員とともに天狗巢病の除去作業を行ってきた。しかし、樹勢の衰えは進行する一方で施肥を行うための軽度の土壌掘削を数回にわたり教育委員会文化振興課にお願いしたが、埋蔵文化財の保護のため断られた。ただ、弘前城をはじめ全国各地で身近では松江城においても桜の保護のための土壌改良を行っており、県教育委員会に問い合わせたところ申請してもらえればよろしいとの回答を頂き浜田市教育委員会の対応に疑問を抱くところである。</p> <p>また、知り合いの市議と共に伺ったところ予算が取れないとの回答であった。今回も建設課より対応をお願いしたが同じ結果であった。</p> <p>埋蔵文化財の保護を踏まえた上で、地域住民の文化的活動の場としてあるいは文化的観光資源として整備することは担当課の責務である。</p> <p>今年開府 400 年ということであるが肝心の城山が十分な管理がされていないのは残念であり、桜はもとより倒伏や落枝の危険のある樹木が城門周辺に見受けられるのは問題があると考えます。</p> <p>危険木に関して「都市公園の樹木の点検・診断に関する方針（案）」を国交省が策定しており、参考にすべきであろう。</p> <p>今後、市民が親しみやすい城山公園となるよう桜の樹勢回復にける軽度の土壌掘削と危険木の点検、落下が予想される枯枝の伐採を求める。</p> <p>2 請願事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 桜の樹勢回復のための軽度の土壌掘削（一本の桜につき十か所程度深さ 30 センチ程度の穴を掘り 施肥を行う）の複数年実施を県教育委員会に申請を行う。 2. 危険木の点検を行い 倒伏の危険があるものについては伐採、落枝の可能性のあるものについてはその部位の撤去を行う。 3. 今後 城址公園の土壌改良を含めた樹木の管理を適切に行うよう担当課の変更を求める。 				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
6	後期高齢者の医療費窓口負担の「原則 1 割」の継続を求める意見書の提出について	島根県社会保障推進協議会 会長 高取 謙次 松江市大正町 442-6 今岡ビル 3 階	西村 健 小川 稔宏	R1. 6. 17
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	福祉環境委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>2019 年から、後期高齢者医療 (75 歳以上) の医療費窓口負担を現行 1 割から 2 割にする論議が、内閣府の経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会ですすめられ、厚労省の社会保障制度審議会でも論議が開始されました。2 割化となる負担増の計画に対して、老人クラブや医療関係団体から、慎重意見があいついでいます。</p> <p>いまの後期高齢者は、戦中・戦後の苦難をくぐり、日本社会の復興、経済発展に寄与してきた世代です。しかしこの間毎年、公的年金の受給額が減少するなどの影響もあり、高齢者の経済的困難は深刻です。ひとり暮らし高齢者の約半数が生活保護基準を下回る生活をし、高齢世帯の 27% が貧困状態にあります。</p> <p>高齢者の多くが貯蓄を取り崩し、生活しています。こうした実態に追い打ちをかける 75 歳以上の医療費負担の 2 割化は、高齢者の生活と健康に打撃を与えるととっても過言ではありません。ついては以下を請願いたします。</p> <p>以上の趣旨から以下の項目の実現を強く求め、地方自治法 99 条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出下さるよう請願いたします。</p> <p>2 請願事項</p> <p>(1) 後期高齢者の窓口負担の見直しをせず、原則 1 割負担の継続を求めます。</p>				

請 願 文 書 表

受理 番号	件 名	請 願 者	紹介議員	受理 年月日
7	主要農作物種子法の復活等 をもとめる意見書の提出に ついて	島根県農民運動連合会 会長 長谷川 敏郎 島根県松江市苧町 27	西村 健 小川 稔宏	R1. 6. 17
	付託委員会	審査経過 (委員会)	審査経過 (本会議)	結果 年月日
	産業建設委員会			
<p>1 請願の趣旨</p> <p>昨年 3 月末をもって主要農作物種子法 (種子法) が廃止されました。</p> <p>種子法は、国や都道府県の種子に対する公的役割を明確にした世界に誇るべきものであり、同法のもとで、米・麦・大豆の原種・原原種の生産、優良品種 (奨励品種) 指定のための検査などを義務付けることにより、都道府県と農業協同組合が協力し、地域にあった優良銘柄を多く開発し、安価に販売するなど、農民の生産・販売活動に大きな役割を果たしてきました。</p> <p>また、種子法の廃止で、地域の共有財産である「種子」を民間企業に委ねた場合、改良された新品種に特許がかけられ、農家は特許料を払わなければ種子が使えなくなることが強く懸念されています。</p> <p>種子法の廃止に対し「なぜ廃止するのかわからない」「地域に適した品種の維持は行政の管理が不可欠」との声が上がり、すべての都道府県において従来通り種子事業を続ける方針を明らかにしています。</p> <p>この間築き上げてきた各地の農業試験場等のとりくみが後退することがないように、国においては廃止された主要農作物種子法の復活等が求められます。また、全国的に広がりつつある種子条例制定が島根県においても必要です。</p> <p>以下の趣旨から、下記事項について要請します。</p> <p>2 請願事項</p> <p>(1) 政府に、廃止された主要農作物種子法の復活等を求めてください。</p> <p>(2) 島根県に、種子条例の制定を求める意見書を提出してください。</p>				